

令和3年10月21日

栃木県小学校長会研究大会運営基金委員会 各委員 様
(栃木県小学校長会 会長, 副会長, 事務局長)

栃木県小学校長会研究大会運営基金委員会

委員長 丸山 周二

栃木県小学校長会研究大会運営基金委員会の開催について

日頃から栃木県小学校長会並びに栃木県小学校教育研究会の活動の充実・発展のために格別な御尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

このたび、標記の委員会を開催することになりました。御多忙の折とは存じますが、万障繰り合わせの上、御出席くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 令和3年12月3日(金) 10:00～10:45
- 2 場 所 栃木県教育会館 小ホール(5階)
- 3 内 容 (1) 栃木県小学校長会研究大会運営基金委員会規程と組織の確認
(2) 研究大会運営基金の納入状況
(3) 本年度(令和3年度)の研究大会への助成(報告・確認)
(4) 次年度(令和4年度)の研究大会への助成(協議・決定)

4 備 考

- ・参加申込書, 旅費請求書(領収書に捺印)を返信用封筒にて10月29日(金)までに栃木県小学校長会研究大会運営基金委員会会計担当(栃木県小学校長会事務局)までお送りください。
- ・なお, 11:15～12:15に第2回75周年記念事業推進委員会, 13:30～第4回理事研修会が予定されています。念のため申し添えます。

新型コロナウイルス感染症防止チェックリスト

栃木県小学校長会主催の会議・研修会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染症対策として以下のアンケートにスマートフォンまたはパソコンでアクセスし、令和3年12月3日（金）午前8時～午前10時の間に回答した上で、マスク着用・他の参加者との距離の確保（できるだけ2m以上）を遵守してご参加ください。（スマートフォンまたはパソコンで回答できなかった場合は、会議の参加前にこちらの用紙に記入してご提出ください。）

※12月3日（金）には、県小学校長会関係の会議が3つ予定されていますが、複数の会議に出席される方は、一度だけ回答してください。

- 1 所属（学校名）
- 2 氏名
- 3 会議・研修会の開催期日
- 4 会議・研修開催日の前14日以内及び当日の平熱を超える発熱の有無について
ありません。
あります。
- 5 会議・研修開催日の前14日以内及び当日の咳、のどの痛みなどの風邪症状の有無について
ありません。
あります。
- 6 会議・研修開催日の前14日以内及び当日の倦怠感、息苦しさの有無について
ありません。
あります。
- 7 会議・研修開催日の前14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国、地域等への渡航または当該在住者との接触の有無について
ありません。
あります。
- 8 嗅覚異常や味覚異常の有無について
ありません。
あります。
- 9 新型コロナウイルス感染症の陽性者との濃厚接触の有無について
ありません。
あります。
- 10 同居家族や身近な知人の感染の有無について
感染を疑われる人はいません。
感染を疑われる人がいます。
- 11 会議・研修会への参加について
開催日の前14日以内及び現在の体調に問題がないので、会議・研修会に参加します。
開催日の前14日以内及び現在の体調に不安があるので、会議・研修会への参加を見合わせます。
- 12 新型コロナウイルスに感染した場合には、速やかに事務局までご連絡ください。
了解しました。

スマートフォンで右のQRコードを読み取り、アンケート画面にアクセスしてください。画面上でアンケートにご回答いただき、最後に送信ボタンを押して終了です。

パソコンからは、次のURLにアクセスしてください。

<https://forms.gle/792HSSmoPdn2mxqZA>



栃木県小学校長会運営拠出金に関する規程

第1条 この規程は、栃木県小学校長会会則第21条及び第23条の会則により定めるものとする。

第2条 この規程は、本会の主体的活動の充実強化を図ることにより、校長の地位を確立し、その職責を遂行することを目的とする。

第3条 この運営拠出金造成と管理は、次のとおりとする。

- 1 運営拠出金の額について別に定める。
- 2 運営拠出金は、確実な金融機関に預け入れ、保管するようにする。
- 3 運営拠出金は、次の事項にあてる。
 - (1) 教育機関ならびにその他との交渉・連絡に関する事項。
 - (2) 会員の福利厚生に関する事項
 - (3) 会員の研修に関する事項
 - (4) その他緊急に必要と認める事項

第4条 運営拠出金の保管・管理を図るために運営拠出金委員会を設ける。

1 組織

- (1) 運営拠出金委員長は、会員の中から選出し、定期総会で報告する。
運営拠出金委員会は、委員長（1）、副委員長（1）で構成する。
- (2) 副委員長は、委員長が推薦し、理事会に報告する。
- (3) 運営拠出金委員の任期は1年とする。ただし、重任は妨げない。

2 任務・運営

- (1) 運営拠出金委員会は、会長の承認を得て委員長が招集する。
- (2) 運営拠出金委員会は、運営拠出金の保管運営、管理運用について審議する。
- (3) 運営拠出金の管理運用については、運営拠出金委員会の審議に基づいて会長が行う。
- (4) 運営拠出金委員会は、年2回を定例とし、その他、必要に応じて臨時に開くことができる。
- (5) 決算については、定期総会において承認を得るものとする。

- 第5条 運営拠出金に関する会計及び事務は次のとおりとする。
- 1 運営拠出金に関する会計は独立会計とする。
 - 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
 - 3 次の帳簿を備える。
 - (1) 運営拠出金拠出者名簿
 - (2) 会計簿
 - (3) 記録簿
 - (4) その他必要な書類
 - 4 運営拠出金の会計及び事務は、事務局専任職員があたる。

第6条 この運営拠出金の監査は、本会の監査があたる。

第7条 付 則

- 1 この規程は、平成11年5月24日から施行する。
- 2 この規程の改廃は、評議員会において議決し、総会の承認を得るものとする。
- 3 この規程施行にあたり、必要なことは別に定める。
- 4 平成12年5月23日 一部改正
- 5 平成16年5月18日 一部改正
- 6 平成19年5月22日 一部改正

細 則

規程第3条第1項に関する細則は、次のとおりとする。

- 1 基金は、新会員の拠出により、一人10,000円とする。
- 2 拠出金の返還はしない。